

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
9月10日
(金曜日)

目次

告示	一
平成二十二年地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課)	四
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	四
肥料の登録(農業振興課)	五
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)	五
肥料の登録の失効(農業振興課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
選管告示	七
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	八
参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	八

山口県告示第三百二十号

平成二十二年地籍調査事業計画に関する告示(平成二十二年山口県告示第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「及び阿東生雲中」を、「阿東生雲中及び阿東生雲東分」に改める。

山口県告示第三百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年九月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)力	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	間 隔 時 間
		工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
				使 用 時 間 間 隔 時 間
				一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 見島漁港整備工事(第六工区)
- (一) 工事場所 萩市見島地先
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
工 構造物撤去工	一三七・五メートル
基 礎 工	七二・八メートル
被 覆 工	一〇一・一メートル
消 波 工	一一一・一メートル
本 体 工	二七・三メートル
上 部 工	五九・八メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十一パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十二年九月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 山口県秋水産事務所 萩市大字江向五三一番地の一
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成二十二年九月十日から同年十月五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年十月二十五日までに発送する。
- 四 その他
 この審査についての問合せは、山口県秋水産事務所(電話〇八三八―二五―三三七七)にすること。

山口県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十二年九月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
 平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 吉部下萩線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字紫福字下男滝一三九九の一地先から 同市同大字 字女滝一四〇二の五地先まで	最狭 一六・七二	最狭 八五・七九	七六・〇	七六・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 吉部下萩線	萩市大字紫福字下男滝一三九九の一地先から 同市同大字 字女滝一四〇二の五地先まで	平成二十二年九月 十一日



(二八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十二年十月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 E・G・F

代表者の氏名 野 稲 尚 成

主たる事務所の所在地 萩市大字江崎三九六番地の三

(二八九) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十二年七月十五日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

美祢市の区域

(二九〇) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

業 者 名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所 行 っ 事 業 所 名 称	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス事業所		障害福祉サービスの種類	指定年月日
りょうえい合 名会社	下関市筋ヶ浜 町九番一二号	りょうえい合 名会社	下関市筋ヶ浜 町九番一二号	居宅介護 重度訪問介護	平成二二、九、一
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

(二九二) 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者
山口県生 第五八四号	平成二二、三、一九	炭酸カルシウム 肥料	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	該当なし	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 日本バイオ化学工 業株式会社 川崎市宮前区神木二 丁目六番一〇号
山口県生 第五八五号	"	"	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	"	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 シーシーエフジャ パン有限公司 愛知県岡崎市市場町 一三
山口県生 第五八六号	"	"	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	"	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 共栄ジャパン有限 会社 三二四の一 清須市須ヶ口
山口県生 第五八七号	"	"	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	"	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町三七八
山口県生 第五八八号	八、一七	"	炭酸苦土石灰	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	"	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 誠信産業株式会社 愛知県豊橋市東小鷹 野四丁目六の二
山口県生 第五八九号	"	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 " " "
山口県生 第五九〇号	"	副産石灰肥料	くみあい粒状し じみちやんM	アルカリ分 可溶性苦土 四〇・〇〇	公定規格のとお り	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 アサヒミネラル工 業株式会社 広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第五九一号	"	消石灰	肥料用六五・〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	又氏 は名 称生 産 住 業 者 所 株式会社グリーン ビジネス九州 大分市大道町四丁目 三番三五号

(二九二) 肥料の登録の有効期間の更新
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者	住所
山口県生 第七〇号	平成二二、 七、一	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	宇部マテリアルズ 株式会社	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第七一号	"	"	肥料用九〇・ 〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	井上博司	美祢市伊佐町伊佐三 九三八の三
山口県生 第七二号	"	"	肥料用九〇・ 〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	美祢市伊佐町伊佐三 九三八の三	三
山口県生 第七三号	"	"	肥料用九〇・ 〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	"	重安石灰株式会社	六二 大嶺町北分五
山口県生 第八四号	"	消石灰	六〇・〇肥料用 消石灰	アルカリ分 六〇・〇	"	宇部マテリアルズ 株式会社	八五 宇部市大字小串一九
山口県生 第三二二号	"	"	肥料用七〇・ 〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	美祢市伊佐町伊佐三 三六二	三
山口県生 第四七二号	"	"	肥料用六五・ 〇消石灰	アルカリ分 六五・〇	"	井上博司	九三八の三
山口県生 第四七三号	"	"	七〇・〇肥料用 消石灰	アルカリ分 七〇・〇	"	宇部マテリアルズ 株式会社	八五 宇部市大字小串一九
山口県生 第五三三号	"	副産植物質肥料	セラム有機乾燥 肥料	窒素全量 一四・三 加里全量 一〇・五	"	エムシー・ファ イコム株式会社	東京都千代田区麹町 一丁目一〇
山口県生 第五三九号	"	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネテツエース	アルカリ分 四〇・〇 溶解性苦土 二〇・〇	公定規格のと おり	アサヒミネラル工 業株式会社	広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第五四三三号	"	混合石灰肥料	くみあい粒状ミ ネミツクス	アルカリ分 四二・八 溶解性苦土 二二・〇	"	"	"
山口県生 第五六四号	"	"	くみあい粒状ミ ネGスパー二	アルカリ分 四八・〇 溶解性苦土 七・〇	"	"	"

(二九三) 肥料の登録の失効
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登
 録は、その効力を失いました。
 平成二十二年九月十日
 山口県知事 二井 関 成

山口県生 第五三七号	平成二二、 七、九	魚かす粉末	末九・〇 魚かす粉	室素全量 りん酸全量	七九・〇〇 該当なし	株式会社山陰化工 長門市日置中一六八 の三八
---------------	--------------	-------	--------------	---------------	---------------	------------------------------

(二九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年九月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市美里町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市西柳二丁目三番四八号
周南農協観光開発株式会社



山口県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が
あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顕

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	その他の事項	届出 (年月日)
本池妙子後援会	大松 妙子	柿田多加子	下関市赤間町5番14号		平成22、 8、26
山口県鍼灸政治 連盟	河野 紘	鷹 由美子	光市虹ヶ丘5丁目7番 12号		" " 10

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が
あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顕

政治団体の 名称	異動事項	異動内容		届出 (年月日)
		新	旧	
自由民主党須佐支部	代表者	伊藤 勇	増野 義明	平成22、 8、19
	事務所	萩市大字須佐 2515の1	萩市大字須佐 4445の1	
大西倉雄後援会	代表者	岩田 啓靖	佐藤 和夫	" " 31
	会計責任者	田中 久之	永尾 三一	
小田村克彦後援会	事務所	山口市桜島5 丁目1番11号	山口市宮野下 2645の1	" " 17
		若国市美和町 45の21	若国市美和町 瀬戸ノ内559	
かたおか勝則後援会	事務所	若国市美和町 45の21	若国市美和町 瀬戸ノ内559	" " 25
		山口市下小鯖 632の2	山口市下小鯖 632の1	
重宗紀彦後援会	事務所	山口市下小鯖 632の2	山口市下小鯖 632の1	" " 13
		福田 直樹	師井 幸夫	
全国小売酒販政治連盟山口県支部	事務所	山口市若宮町 2番44号	山口市周布町 2番8号	" " 30
		西村 克己	古屋 隆司	
山口県商工政治連盟	事務所	山口市佐山 2889	山口市金古曾 町1番1号	" " 2
山彦会	事務所	山口市下小鯖 632の2	山口市下小鯖 632の1	" " 13

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
兼重元後援会	水津 博士	水津 博士	山口市吉田3097の5	平成22、7、31
元友会	兼重 元	平迫 助一	" 平井1634の34	" "
坂井建正後援会	熊谷 宗圓	森本 勝行	岩国市岩国1丁目14番5号	" 8、16
昇竜会	山下 竜也	宮崎 祐吉	山口市吉田3097の5	" 7、31
村田善代子後援会	岩木 基展	谷山 松子	熊毛郡上関町大字長島3670	" 8、30
山下竜也後援会	兼重 元	宮崎 祐吉	山口市平井1492の10	" 7、31

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
				新	旧	
重宗 紀彦	山口県議会議員	山彦会	事務所	山口市下小 鯖S32の2	山口市下小 鯖S32の1	平成22、8、13

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考(資金管理団体でなく届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
兼重 元	山口市議会議員	元友会	山口市平井1634の34	兼重 元 平成22、8、4
山下 竜也	"	昇竜会	" 吉田3097の5	山下 竜也 " "

山口県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十二年七月十一日執行の参議院山口県選出議員選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院山口県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

39,474,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岸 信 夫	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成22年8月17日から 同月18日まで 第2回分
出納責任者氏名	竹 田 力			

収 入			支 出		円
(氏 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	
主たる寄附					0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		9,534
			通 信 費		615,291
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		144,308
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	0件	0	休 泊 費		0
その他の収入		0	雑 費		0
今 回 計		0	今 回 計		769,133
前 回 計		10,000,000	前 回 計		10,430,888
総 計		10,000,000	総 計		11,200,021

報告書受理年月日	平成22年8月19日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	原 田 大 二 郎	候補者届出政党	民 主 党	収入又は支出の年月日 平成22年8月25日 第2回分
出納責任者氏名	藤 村 和 男			

収 入			支 出		円
(氏 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	
主たる寄附					0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通 信 費		945,340
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	0件	0	休 泊 費		0
その他の収入		0	雑 費		0
今 回 計		0	今 回 計		945,340
前 回 計		8,515,804	前 回 計		7,169,594
総 計		8,515,804	総 計		8,114,934

報告書受理年月日	平成22年8月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

平成二十二年九月十日発行

発行所

山口県知事庁